

令和 7 年 第 1 0 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 7 年 1 0 月 2 7 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣告者 午後 2 時 1 0 分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	欠席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	出席	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	欠席	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	出席	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
1 0	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
1 1	深田 和也	欠席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席： 8 名 欠席： 3 名 計： 1 1 名
農地利用最適化推進委員 出席： 1 1 名 欠席： 0 名 計： 1 1 名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 藤巻 蓮
9. 会 議 進 行 状 況

会 長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 8 人、農地利用最適化推進委員 1 1 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 1 0 回会議を開きます。

会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 5 番委員並びに 6 番委員を指名いたします。

会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議 長 第 1 号議案ですが、町の開発同意が 1 1 月末にずれ込む予定とのことで、1 0

	月 2 2 日に申請者より申請取り下げの申し出がありました。よって第 1 号議案につきましては、本日の議題から削除いたします。
議 長	続きまして、第 2 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1、番号 2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	7 ページをご覧ください。 受人が同一となりますので 5 条の番号 1 及び番号 2 は一括して説明申し上げます。 番号 1 受 人 ○○都○○区○○△△丁目○○番○○号 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 計 1 筆 3, 2 9 2 m² 転用目的 太陽光発電施設 権利内容 所有権 申請内容 太陽光発電施設 発電出力 2 4 9. 9 kW 取得状況 平成 2 0 年 7 月 4 日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第 2 種農地 農用地区域外宅地に接続。 番号 2 受人は番号 1 と同じです。渡人は 3 名です。 1 人目 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 2 2 9 m² 取得状況 令和 4 年 4 月 5 日 相続 2 人目 大字○○△△△番地 被相続人□□ □□ 相続人□□ □□ 土地所有者の□□が本年度に死亡しましたが相続手続きが終わっていないため唯一の法定相続人である□□との連名となっています 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 4 6 1 m² 取得状況 令和 6 年 9 月 2 6 日 □□が相続で取得しています 3 人目 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 8 1 4 m² 取得状況 令和 6 年 1 1 月 2 2 日 相続 転用目的 太陽光発電施設 権利内容 所有権 申請内容 太陽光発電施設 発電出力 1 8 7. 5 kW 仮登記・抵当権なし 位置 第 2 種農地 農用地区域外宅地に接続。 8 ページをご覧ください。○○地内の農地になります。農地転用する箇所は着色してあるところで、番号 1 につきましては隣接地△△△番、△△△番、大字□□△△△番の山林も事業地として一体利用します。 番号 2 につきましては隣接地△△△番、△△△番、△△△番の山林及び△△△番の水路を町から払い下げを受け事業地として一体利用します。なお、農地以外の所有者からも事業実施の同意を受けていることを確認しています。 次のページをご覧ください。左が公図、右図上段が番号 1 の配置図、下段が番号 2 の配置図になります。 申請人は、東京都中央区に本社を置き、太陽光発電システムの販売、施工、管

	理及び保守を業務として行っており、今回太陽光発電設備の事業地として「良好な日照が確保できること」「近隣に住家が少ないこと」「近くに電柱があり工事車両が通行できる道路と接道していること」を条件に事業地を検討したところ、条件に合う申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。なお、太陽光発電設備の設置には「美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び運営事業の適正管理に関する条例」に基づく許可が必要となりますが、近隣の方への説明会を実施し理解を得ており、令和7年9月29日付けで同条例の許可がされています。 以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号1、番号2を審議いたします。推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	農地所有者は高齢であり、耕作も難しいため転用はやむを得ないと思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 次に、農業委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1、番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。

議 長	・ 続きまして、第 1 号報告事項について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	11 ページをご覧ください。美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告します。 次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画（更新）でございます。 1 番 氏名 □□ □□ 住所 ○○町大字○○△△△番地 年齢 52 歳 営農類型 施設野菜、稲作、麦類作、露地野菜 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。 経営改善の方向の概要は、農地中間管理事業を活用し、更なる経営農地の集約化を図る、作業の見直しとともに、常時雇用の導入と臨時雇用の拡大について検討し、現在の構成員の労働時間の短縮を目指す。 とのことです。 続きまして、2 番 氏名 □□ □□ 住所 ○○町大字○○△△△番地 年齢 52 歳 営農類型 稲作、麦類作 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。 変更内容の概要は、農地中間管理事業を活用し、農地の集積と米麦の規模拡大を図る。生産、管理方式の見直しを行い、より品質の良い米作りを目指す。作業効率の見直しを行い、時短を目指すとともに休日制度の導入を図る。 とのことです。 以上で、第 1 号 報告事項について報告を終わります。
議 長	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、お願いいたします。
副会長	以上をもちまして、第 10 回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年10月27日

議長

松本清貴

署名委員

金井美知子

署名委員

中嶋敬子